

2026年1月

お客様 各位

長野県労働金庫

**【重要】口座の売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）は犯罪行為です
絶対に行わないでください**

口座（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのID・パスワード情報。以後、総称して「口座」という。）の売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）は、刑事罰の対象となります。

売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）された口座は振り込め詐欺やネットショッピング詐欺など様々な犯罪で悪用される危険があります。

口座の売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）が判明した場合、またはそのような合理的な疑いがある場合、<ろうきん>は売買・譲渡・譲受・貸借（レンタル）された口座以外の口座も含めて、そのお客様の口座を凍結または解約します。

さらに、将来にわたって、すべての金融機関で口座開設ができなくなる可能性があります。

以上